

2024.02.01

## ESG リスクトピックス &lt;2023 年度第 11 号&gt;

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けします。

## 今月のトピックス

## &lt;気候変動&gt;

## COP28、ドバイにて開催 第 1 回グローバル・ストックテイク成果文書公表

（参考情報：2023 年 12 月 13 日付 UNFCCC HP :

<https://unfccc.int/news/cop28-agreement-signals-beginning-of-the-end-of-the-fossil-fuel-era>  
<https://unfccc.int/documents/636584>）

2023 年 11 月 30 日から 12 月 13 日にかけて、アラブ首長国連邦（ドバイ）にて国連気候変動枠組条約第 28 回締約国会議（UNFCCC-COP28、以下 COP28）が開催された。

COP28 では、パリ協定 14 条に基づいて世界全体の気候変動取り組みの進捗を 5 年ごとに評価するグローバル・ストックテイク（GST）が初めて実施された。COP28 の最終日に公表された GST 成果文書では、IPCC 第 6 次報告書に示された各国の目標と現実とのギャップを強調した上で、地球温暖化を 1.5°C 以下に抑えるためには温室効果ガス（GHG）排出量を 2019 年比で 2030 年までに 43%削減、2035 年までに 60%削減、2050 年にネットゼロにする必要があるとした。それを踏まえて、同文書は各締約国の状況に応じて、以下の取り組みへの貢献を求めている。

➢ 2030 年までに世界全体の再生可能エネルギー容量を 3 倍、エネルギー効率を 2 倍
➢ 石炭火力の段階的減少の取り組みを加速
➢ 21 世紀半ばまたはそれ以前にゼロ/低炭素燃料を活用したネットゼロ・エネルギーシステムを確立するための取り組みの世界的な加速
➢ エネルギーシステムにおける化石燃料からの移行をこの 10 年間で加速させ、科学に基づく 2050 年ネットゼロ目標を達成すること
➢ 再生可能エネルギー、原子力、炭素削減・除去技術（特に GHG 排出削減が困難なセクターの炭素回収利用・貯留（CCUS）技術）、低炭素水素生産などの低・脱炭素技術の加速
➢ 2030 年までにメタンを含む非 CO2 の GHG 排出削減を世界的に加速
➢ インフラ整備、ゼロ・低排出車の迅速な導入などの各種方法によって道路交通分野からの GHG 排出削減を加速
➢ エネルギーのひっ迫または公正な移行（Just Transition）を解決しない非効率な化石燃料補助金をできるだけ早く廃止

※GST 成果報告書パラグラフ 28 を弊社にて仮訳・一部追記

各締約国は次期目標（Nationally determined contribution : NDC）を策定する際に上述の内容を含む結果を踏まえた GHG 削減目標等の引き上げが必要であり、企業もそれに合わせた行動が求められるようになる。

なお、UNFCCC は気候変動に関する条約であるものの、パリ協定第 5 条に炭素吸収源としての森林保全が謳われていること、そもそも気候は自然の一部であり相互に作用していることなど、“自然” は気候変動の文脈に組み込まれている。実際、COP28 会期中に「自然、土地利用、海洋」

をテーマとした日も設定され、各パビリオンでは「ネイチャーポジティブ\*」、「ネイチャー・ベースド・ソリューション\*\*」などをテーマにしたセッションが多数行われた。それらセッションの中には、パリ協定の達成への道のりが厳しさを増しており、あらゆる政策を動員せざるを得ない段階に差し掛かっていることを背景に、森林や海洋などの自然を活用した炭素除去技術の導入・拡大に向けて各国政策立案者が議論する一幕もあった。また GST 成果文書では、生物多様性条約締約国会議で合意された国際目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組み」に関する言及や「陸域、海洋、沿岸域の生態系保全、保護などの重要性」が強調されている。

このような背景から、「気候と自然の統合（Climate-nature nexus）」がますます重要になるものと考えられる。これは企業にとっても同様であり、例えば 2023 年 9 月に公表された TNFD\*\*\* 開示提言正式版でも「気候と自然の統合」は原則の 1 つに挙げられている。企業は気候だけでなく自然も含めた、統合的な戦略を検討する時期に来ている。

\* 生物多様性の損失を止め、反転（回復）させること。

\*\* 自然を活用した解決策のこと。2009 年、世界最大の自然保護団体である国際自然保護連合（IUCN）が提唱した概念。国連環境総会（UNEA）の定義では、「社会的、経済的、環境的課題に効果的かつ適応的に対処し、同時に人間の福祉、生態系サービス、レジリエンス、生物多様性の便益を提供しながら、自然または改変された陸上、淡水、沿岸および海洋の生態系を保護、保全、回復、持続可能な利用および管理する活動」とされる（定義の開発は IUCN）。

\*\*\* Taskforce on Nature-related Financial Disclosures の略。自然関連財務情報開示タスクフォースと訳される。民間企業、金融機関のための自然関連課題に関する評価、開示の枠組み。

## <TNFD>

### ○TNFD 開示提言の早期採用者リスト公表 採用企業数の進捗、出足早い

（参考情報：2024 年 1 月 16 日付 TNFD HP：<https://tnfd.global/engage/inaugural-tnfd-early-adopters/>）

2024 年 1 月 16 日、スイスのダボスで開催された世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議\*）において、TNFD\*\*は開示提言の早期採用者（TNFD Early Adopters）リストを公表した。TNFD は 2023 年 9 月に TNFD 開示提言の正式版を公表すると同時に、企業等に対して TNFD のウェブサイト採用表明企業に登録することを促しており、特にダボス会議までの最初の 4 か月間に登録した企業を早期採用者として公表するとしていた。

今回のリストに掲載された企業・組織数は全世界で 320 に達し、そのうち企業は 178 社（58%）、金融機関は 106 機関（33%）、その他はコンサルティング会社や格付機関等のサービスプロバイダーや NGO などという割合になっている。

公表された企業・組織数は国別で日本が最も多く、80 企業・組織であった。そのうち事業会社は食品、化学、建設、情報・通信、海運、航空などの 55 社、金融機関は 24 機関となっている。

これらの企業は TNFD 開示提言の採択に加え、2023、2024 または 2025 会計年度における年次企業報告の一部として、TNFD に沿った情報開示を行う意向を表明したものとされる。

TNFD の採用企業数の進捗は、2017 年に公表された TCFD 提言と比べても明らかに出足が早い。サステナビリティ関連リスクや機会の開示に対する企業の感度や理解が、当時と比べて一段と高くなっていることも一因であろう。今後も企業の採用表明は増える見通しであり、デファクトス

タンダードとなるスピードは想像以上に早い可能性がある。

\* ダボス会議

スイスの非営利財団、世界経済フォーラムが毎年1月にダボスで開催する年次総会。世界中の政治家や実業家が集まり、世界経済や環境問題など幅広いテーマで討議し、世界的規模で経済問題に取り組むことを目的としている。

\*\* TNFD

自然関連財務情報開示タスクフォースの略。企業や金融機関などが、自身の活動の結果生じる自然関連課題（依存とインパクト、リスクと機会）を把握し、情報開示するための枠組みを構築している。

## <生物多様性>

### ○経団連が生物多様性宣言・行動指針を改定 生物多様性への取組アンケート結果も公表

(参考情報：2023年12月12日付 日本経済団体連合会 HP：

<https://www.keidanren.or.jp/policy/2023/082.html>)

日本経済団体連合会（以下、経団連）と経団連自然保護協議会は2023年12月12日、「経団連生物多様性宣言・行動指針」を改定、公表した。経団連が生物多様性宣言・行動指針を改定するのは2018年以来5年ぶりで、2022年12月の「昆明・モンリオール生物多様性枠組み（以下、GBF）」採択、2023年3月の「生物多様性国家戦略2023-2030」閣議決定、同9月の「自然関連財務情報開示タスクフォース（以下、TNFD）」公開など、生物多様性に関する動きが活発化している昨今の情勢を踏まえた改定となっている。本改定により、企業の生物多様性保全に対する取り組みを深化させる狙いがある。

「経団連生物多様性宣言・行動指針」とは、経団連と経団連自然保護協議会が日本経済界における生物多様性保全に対する決意と行動指針を示したものである。企業に対し生物多様性に資する行動を推進することを目的としており、2009年3月に最初の生物多様性宣言・行動指針が策定されて以降、経済界の自主的な取り組みや実践を重視する考えが示されてきた。2020年6月には「経団連生物多様性イニシアチブ」が設立され、生物多様性宣言・行動方針を構成する複数の項目について取り組む、あるいは全体の主旨に賛同する企業や団体に参加を呼びかけている。2024年1月時点で283の企業・団体が同イニシアチブに参加しており\*、各社の先進的な取り組み方針や取り組み事例が公開されている。

生物多様性宣言・行動指針の改定のポイントは大きく分けて下記の3点である。

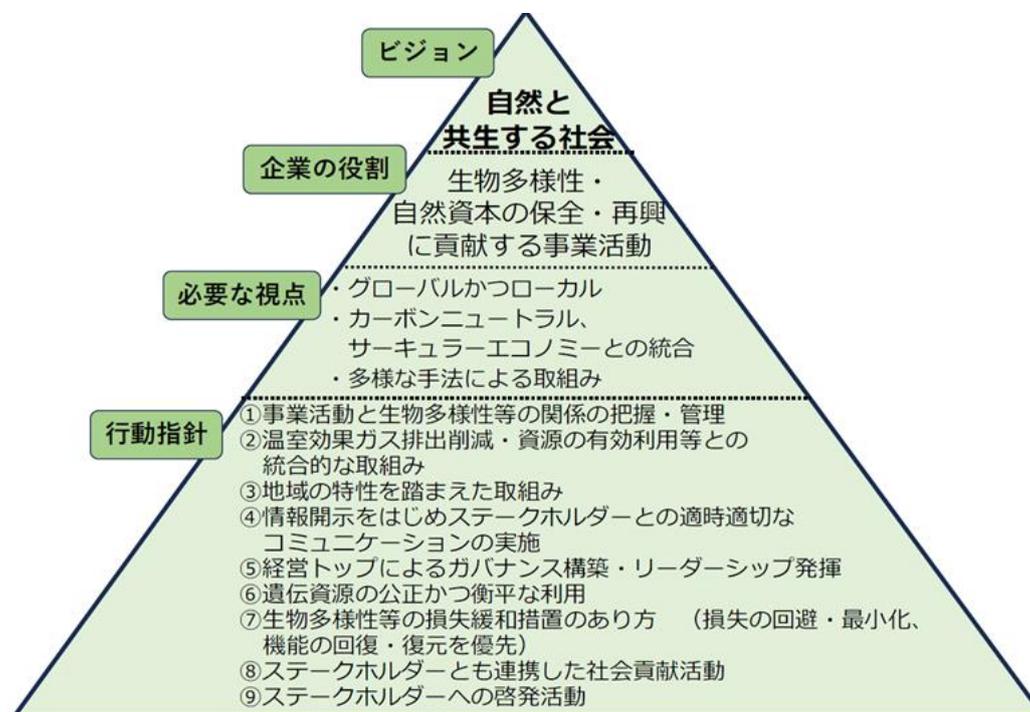
- ① GBFや生物多様性国家戦略などを踏まえた内容への更新
- ② グリーントランスフォーメーション（GX）、サーキュラーエコノミー（CE）、ネイチャーポジティブ（NP）の統合的な取り組みへの言及
- ③ 宣言の全体構成（ストラクチャー）の整理

まず①について、宣言・指針のビジョンが「自然と共生する社会」に改定され、ネイチャーポジティブ実現を意識した内容が盛り込まれた。これはGBFが掲げる2050年ビジョン「自然と共生する社会」や2030年ミッション「自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の損失を止め、逆転させる緊急行動を起こす」を踏まえた改定である。また、GBFのターゲット15（ビジネスにおける生物多様性への影響評価・情報公開の促進）や国家戦略の基本戦略3（ネイチャーポジティブ経済の実現）が企業に焦点を当てた内容となっていることから、「企業の役割」において

これらが加味された内容となった。さらには TNFD 開示提言正式版の公開を踏まえ、サプライチェーン全体を通じた生物多様性・自然資本への依存・インパクト・リスク・機会の評価と情報開示、ステークホルダーとの対話の重要性も言及している。

②では、グリーントランスフォーメーション（GX）、サーキュラーエコノミー（CE）、ネイチャーポジティブ（NP）について統合的に取り組む旨が記載された。これは経団連の活動方針である「サステイナブルな資本主義」を実践するためであり、行動指針だけでなく「必要な視点」としても言及されている。

③では、宣言・行動指針の全体構成を整理し、三角チャートで示された。究極の目的である「ビジョン（＝『自然と共生する社会』）」を頂点に据え、それを実現するための「企業の役割」と「必要な視点」がその下に並べられている。さらにその下には「企業の役割」を果たすための具体的な手法として9つの「行動指針」が示され、宣言・行動指針の関係性が明確化された。



【図】生物多様性宣言・行動指針の全体構成（ストラクチャー）

（出典：経団連生物多様性宣言・行動指針\*\*）

12月25日には経団連と経団連自然保護協議会が実施している「企業の生物多様性への取組に関するアンケート調査」の結果概要（2022年度調査結果）が公表された\*\*\*。このアンケート調査では、前回調査時（2019年度調査）と比較して、より多くの企業で「生物多様性の主流化」が進んでいること、すでに多くの企業でGBFに貢献する活動が進められていることなどがわかった。一方、指標・目標の設定や計測、シナリオ分析の設計や評価の難しさ、サプライチェーンの複雑さ、知識・人材・予算の不足など、取り組みを進める際の技術的な課題が浮き彫りとなった。

同アンケート結果によると、経営面において生物多様性への取り組みが重視されつつある一方、「ネイチャーポジティブ」の認知度は低い水準にあった。経団連と経団連自然保護協議会が企業の役割として「ネイチャーポジティブ」を掲げた今、組織として「ネイチャーポジティブ」

の浸透と「ネイチャーポジティブ」を念頭に置いた取り組みの実践が求められる。

- \* 経団連生物多様性宣言イニシアチブ <<https://www.keidanren-biodiversity.jp/>>
- \*\* 経団連 HP <<https://www.keidanren.or.jp/policy/2023/082.html>>
- \*\*\* 経団連 HP <<https://www.keidanren.or.jp/policy/2023/087.html>>

#### <サステナビリティ情報開示>

#### OSASBスタンダードが改訂 世界で適用可能な ISSB 基準対応ガイダンスに

(参考情報：2024年12月19日付 IFRS HP：<https://www.ifrs.org/projects/completed-projects/2023/international-applicability-of-the-sasb-standards/#final-stage>)

国際会計基準財団（IFRS 財団）傘下の国際サステナビリティ基準審査会（ISSB）は12月19日、サステナビリティ情報開示の主要な国際基準 SASB スタンダードの改訂を公表した。今回の改訂は、企業等が基準に対応したサステナビリティ情報開示をするため、世界で適用可能なガイダンスにするのが目的。

変更内容は以下のとおり。

(a) 標準、定義または計算方法について、法域固有の参照条件を国際的に適用可能な参照条件に置き換える
(b) 法域固有の参照条件に代わる基準、定義または計算方法の一般的な説明を提供する
(c) 適用される管轄法または規制を使用して、法域固有の参照条件を置き換え、企業等の法的および規制遵守要件に合わせることを許容する
(d) 国際的な適用に適さず、国際的に同等のものが確認されておらず、一般的な記述に適応できず、他のほとんどまたは全ての法域で見られる狭義の適用を表す法域固有の指標を削除する（少数事例に限定）
(e) 開示項目の完全性を維持するために関連する置き換えが特定された場合や、管轄区域間の調査に基づき可能な限り元の開示項目の意図に沿ったものにする場合に、削除が提示された法域固有の指標メトリックを置き換える

出典：ISSB の公表内容をインタ総研が和訳

改訂により、SASB スタンダードの構成や意図を実質的に変更することなく、企業等が事業を行う法域や使用する一般に公正妥当と認められる会計原則(GAAP)の種類を問わず、同スタンダードの適用が可能となる。23年5月に公開草案を公表し、パブリックコメントを募っていた。

ISSB は同年5月、サステナビリティ開示基準の統一化を目指し、基本的な事項等を定めた「IFRS S1号 サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項(S1)」をリリース。S1では、企業がサステナビリティ関連のリスクと機会を識別・開示するにあたり、IFRS のサステナビリティ開示基準が未整備の場合には、SASB スタンダードを考慮するよう求めている。

同スタンダードは、企業の財務パフォーマンスに影響を与えるサステナビリティ関連のリスク・機会について業界ベースでの開示を目的に、米国の非営利組織が策定。これまでに世界80以上の国・地域で、3,100以上の事業体で適用されており、国際的に主要な開示基準のひとつだ。サステナビリティ開示基準の再編の動きの中で、21年にISSBに統合された。

同スタンダードは米国で開発された経緯から、米国固有の法規制に基づく指標の開示が求められるなど国際的には適用可能でない指標が約20%を占める点が課題になっていた。

## <気候変動>

### ○ISSB 基準の開示支援教材を公表 気候変動（S2）のリスク・機会検討に活用

（参考情報：2023年12月14日付 ISSB HP：<https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2023/12/new-and-updated-resources-to-help-companies-apply-ifrs-s1-ifrs-s2/>）

国際サステナビリティ基準審査会（ISSB）は12月14日、2024年1月発行のサステナビリティ開示基準のIFRS・S2（気候変動）に対応する際、リスクと機会の「自然および社会的側面」の検討に活用することを目的にした教材を公表した。

教材では、企業が気候変動の取り組みを開示する際に、自社のアプローチを説明するために役立つ3つのシナリオを例示・説明している。気候関連リスク・機会は企業活動における水リスクや森林破壊のように自然との結びつきにおいて考慮されるもの（自然側面）と、低炭素社会への移行に伴う規制リスクのように社会経済との結びつきにおいて考慮されるもの（社会的側面）があるとし、それぞれの状況を想定したシナリオを用いて開示のポイントを示した。なお、ISSBは、本教材は解釈のガイダンスを提供するものではなく、示された例は唯一の方法ではないとしている。

掲載された3点のシナリオは、それぞれ気候変動に関する自社の①ビジネスモデルやバリューチェーンでリスクが集中する個所（自然側面）②機会への対応（自然側面）③リスクへの対応（社会的側面）——を開示するための方法を具体的な設定に基づいて提示している。

例えば、①では、小麦粉を製造・販売する企業で、調達する小麦の原産地に渇水の危険性が高い地域を含むケースを想定。水不足が同社に生じる影響を説明するため、水不足の可能性に応じて原産地の地域を分けて開示する方法を示した。

ISSBは、本教材の公表と併せて、SASBスタンダードの改訂を発表\*。加えて、IFRSサステナビリティ開示タクソノミーおよび今後2年間のISSBの作業計画を、24年前半に最終決定する予定を明らかにした。S3以降のテーマが、「生物多様性、生態系および生態系サービス」「人的資本」「人権」「報告における統合」などの候補から決まる見込み。

#### 【例1】ビジネスモデル及びバリューチェーン上の気候関連リスク（自然側面）の開示

シナリオ概要
企業：小麦粉の製造・販売を行う企業 <ul style="list-style-type: none"> <li>同社は地域1・地域2で小麦を自社生産する一方、サプライヤーから地域1の小麦を調達している。</li> <li>地域1は水ストレスが高く、水不足を気候関連リスクとして認識している。</li> </ul>
開示事項の例
地域1の水不足が同社業績見通しに与える影響を説明。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 地域1・地域2の小麦の生産・調達量</li> <li>✓ すべての水源から取水された水の総量と事業活動で消費された水の総量</li> <li>✓ 上記における地域1の割合</li> <li>✓ 調達した小麦に関連するサプライチェーンの水不足リスクに関する情報</li> </ul>

\* 本号「SASBスタンダードが改訂 世界で適用可能なISSB基準対応ガイダンスに」参照

## <人権>

### ○権利侵害リスク高のAIはアセスメント義務化へ 世界初の規制案でEUが暫定合意

(参考情報：2023年12月9日付 欧州連合理事会 HP：

<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2023/12/09/artificial-intelligence-act-council-and-parliament-strike-a-deal-on-the-first-worldwide-rules-for-ai/>)

EU理事会（閣僚理事会）と欧州議会は12月9日、EU域内で一律に適用される人工知能（AI）の包括的な規制枠組み案で暫定的合意に達したと公表。リスクの高い用途でのAI利用禁止や提供事業者への義務の明示など、域内で提供されるAIシステムの安全性や基本的人権などの確保が目的。世界初のAIに関する法的枠組みを目指す。

暫定合意案では、主に安全性や市民の基本的権利の尊重の観点で当初の欧州委員会案から要素が追加された。法案は、用途に伴うリスクに応じたリスクベースのアプローチで規制を強化。

「リスクを容認できない」とした次の用途では、システムが域内で禁止される。▽個人の行動操作▽社会的行動や個人の特徴に基づく信用格付けの運用▽政治・宗教・思想・性的指向・人種などのセンシティブ情報を利用した生体分類——など。

基本的人権アセスメントの対象はハイリスクなAIシステムで、域内での提供には、リスク軽減システムやデータガバナンスを含む厳しい要件と適合性評価が併せて義務付けられる。また、規制対象に生成AIも追加、透明性要件を課すこととした。

「ハイリスク」の主なAIシステムは以下のとおり。

- 市民の生命・健康の危険に直結する重要インフラ（輸送など）
- 教育、職業訓練で受講機会の判定（試験の採点など）
- 製品の安全制御装置
- 雇用、従業員管理（採用手続き用の履歴書仕分けソフトなど）
- 生活に不可欠な民間・公共サービス（個人の信用スコアリングなど）

なお、AI利用の禁止事項に関する違反への罰金は、最大3,500万ユーロあるいは前年度の全世界総売上高の7%のいずれか高い方を科すことで合意している。同法案は早ければ年内に成立し、2026年に施行される見通し。

AI利用をめぐっては、欧州各国で誤判断による人権侵害事案などが発生。特定の人種や国籍保有者をターゲットにした差別的運用も指摘され、オランダでは内閣総辞職につながるなど大きな問題となっていた。

## <内部通報制度>

### ○消費者庁が内部通報制度の実態調査に着手 法改正後の課題の洗い出しへ

(参考情報 消費者庁 HP：

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_partnerships/whistleblower\\_protection\\_system/overview/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/overview/))

消費者庁は2023年11月9日の記者会見で、上場企業約4千社を含む1万社を対象に、内部通報体制の実態を調査することを明らかにした。2022年6月施行の改正公益通報者保護法で、内部通報体制の整備が企業に義務付けられて以降初の調査となり、体制整備の状況や課題を把握する

ことが目的である。

消費者庁によると、本調査は同庁が内部通報体制の不備を指導した大手中古車販売店の事案を契機に行われるもの。本調査と合わせて、制度の必要性や有効性を改めて周知し、企業の体制整備を促していく方針だ。

内部通報体制の整備と運用について課題を抱えている企業は少なくない。この課題に対して、安心して相談・通報ができる環境の整備が行われているか、また、経営主導により内部通報制度の整備・運用を促進しているか、という通報者と経営者のそれぞれの視点で再点検することが有効といわれている\*。

今回の調査は、2024年4月を目途に結果の公表が行われる予定。企業においては、内部通報制度のより実効的な体制整備と運用実現に向けて今回の調査結果を注視されたい。

\* 消費者庁「内部通報制度の実効性向上の必要性」（令和元年10月11日）

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/whistleblower\\_protection\\_system/pr/pdf/pr\\_191018\\_0003.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/pr/pdf/pr_191018_0003.pdf)

## <ガバナンス>

### ○高まる社外取締役の重要性 日本弁護士連合会「社外取締役ガイドライン」を改訂

(参考情報：2023年12月14日付 日本弁護士連合会 HP：

<https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2023/231214.html>)

日本弁護士連合会は12月14日、「社外取締役ガイドライン」の改訂版を公表した。昨今の社外取締役を取り巻く環境の変化やそれを受けて経済産業省が策定してきた各種指針等の内容を反映している。本ガイドラインは、取締役の法的義務を踏まえ、社外取締役が果たすべき役割や就任時・取締役会時・不祥事発生時といった局面ごとの対応や留意点などのベストプラクティスを取りまとめたもので、前回2019年から4年振りに改訂された。

本改訂版では新たに、ESG経営に関する社外取締役の役割を盛り込み、気候変動や人権課題などESGの観点からガバナンス構築や要素ごとのモニタリングを実施することを求めた。その他、社外取締役を取締役会議長とする取締役会の監督機能の強化策や、企業価値向上につながる買収提案に対する真摯な検討をすることなどを新たに示した。

相次ぐ企業不祥事でガバナンス不全が露呈する中で、取締役会の実効性の向上が求められており、その中心的な役割として、第三者の視点で経営を監視監督する社外取締役の活用が期待されている。2021年のコーポレートガバナンス・コード改訂では、プライム市場に上場する企業において社外取締役を3分の1以上選任することが義務付けられた。さらにガバナンス機能を強化しようとする企業の中には、社外取締役の増員や構成割合を高めようとする動きもみられる。その一方で、社外取締役を導入している企業での不祥事が後を絶たず、社外取締役に期待される役割・機能に対する目が厳しさを増している。

このような状況の中で経済産業省は2023年6月、「社外取締役向け研修・トレーニングの活用の8つのポイント\*」を公表した。社外取締役向けの研修に組み込むことが望ましい内容などが具体的に示されており、社外取締役に向けた研修を企画するのに役立つ。なお本資料と合わせて「社外取締役向けケーススタディ集—想定される場面と対応—\*\*」が公表されており、社外取締

役が実務において対峙する可能性のある 12 のケースについて求められる行動や留意すべき点等が示されている。

ほかにも経済産業省が公表している社外取締役のガバナンス指針\*\*\*があり、自社の社外取締役の「質」を担保するうえでこれら資料も参照されたい。

- \* 経済産業省「社外取締役向け研修・トレーニングの活用の 8 つのポイント」  
<https://www.meti.go.jp/press/2023/06/20230630011/20230630011-1.pdf>
- \*\* 経済産業省「社外取締役向けケーススタディ集—想定される場面と対応—」  
<https://www.meti.go.jp/press/2023/06/20230630011/20230630011-2.pdf>
- \*\*\* 経済産業省「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」  
[https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei\\_innovation/keizaihousei/pdf/cgs/guideline2022.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/keizaihousei/pdf/cgs/guideline2022.pdf)

## <サイバー>

### ○サイバーセキュリティ情報開示は投資判断の一つ 日本 IT 団体連盟調査

(参考情報：2023 年 12 月 8 日 日本 IT 団体連盟 HP：「サイバーインデックス企業調査 2023」  
<https://itrenmei.jp/topics/2023/3749/>)

一般社団法人日本 IT 団体連盟に設置されたサイバーセキュリティ委員会の企業評価分科会は、企業のサイバーセキュリティの取組姿勢および情報開示に関する調査の報告書を公開した。

本調査は、民間企業のサイバーセキュリティ対策の情報開示の促進を目的として 2020 年から実施。日経 500 種平均構成銘柄の企業を対象に、アンケート調査と有価証券報告書やコーポレートガバナンス報告書などの開示情報や公開された第三者評価（ISMS 認証、プライバシーマーク、技術資格取得者数など）のほか、アタックサーフェス\*の診断調査も実施、総合的なサイバーセキュリティへの取組および開示姿勢を評価した。

調査の結果、優れた取組姿勢および情報開示を確認できた企業には「格付け認定マーク」を付与。格付けは「二つ星」「一つ星」があり、特に優れた取組姿勢および情報開示を継続的に確認できた企業 14 社に「二つ星」を認定した。

本調査で東証プライム上場企業の開示情報を調査したところ、有価証券報告書でセキュリティに関するリスク事項を公開している企業は 93%、コーポレートガバナンス報告書では 48%であった。2020 年の調査開始以降、サイバーセキュリティに関する情報開示をする企業は増加している。

	有価証券報告書		コーポレートガバナンス報告書	
	記載社数	記載率	記載社数	記載率
2023 年調査 (n=1,660)	1,543	93%	789	48%
2022 年調査 (n=1,837)	1,712	93%	826	45%
2021 年調査 (n=2,183)	1,773	81%	909	42%
2020 年調査 (n=2,176)	1,603	74%	873	42%

出典：一般社団法人日本 IT 団体連盟「サイバーインデックス企業調査 2023」をもとに弊社にて作成

日本 IT 団体連盟は、2023 年 10 月に日米投資家 610 名に対して「サイバーセキュリティ情報開示に関する意識調査」も実施しており、米国投資家の 90%以上が「サイバーセキュリティ情報開示を投資判断の一つとして評価し、投資判断に影響したことがある」「投資先企業へサイバーセキュリティについてヒアリングする」と回答した。

米国証券取引委員会（SEC）は、新たなサイバーセキュリティの開示規則\*\*を採択し、2023 年 12 月 15 日から適用することを公表。平常時におけるサイバーセキュリティリスク評価と管理について年次報告書で開示するほか、発生したサイバーセキュリティに関するインシデントが「重大」と判断してから 4 営業日以内に開示しなければならない。なお、本規則は米国企業のみならず米国外の企業にも適用されるため、SEC に上場している日本企業にも対応が必要となる。

\* サイバー攻撃の対象となりうる IT 資産や攻撃の起点ならびに攻撃経路のこと。組織の外部（インターネット）からアクセス可能な IT 資産を発見し、それらに存在する脆弱性などのリスクを継続的に検出・評価する一連のプロセスをアタックサーフェスマネジメントという。2023 年 5 月に経済産業省より「ASM（Attack Surface Management）導入ガイダンス」が公開されている。

\*\* 米国証券取引委員会「Cybersecurity Risk Management, Strategy, Governance, and Incident Disclosure」  
<https://www.sec.gov/files/rules/final/2023/33-11216.pdf>

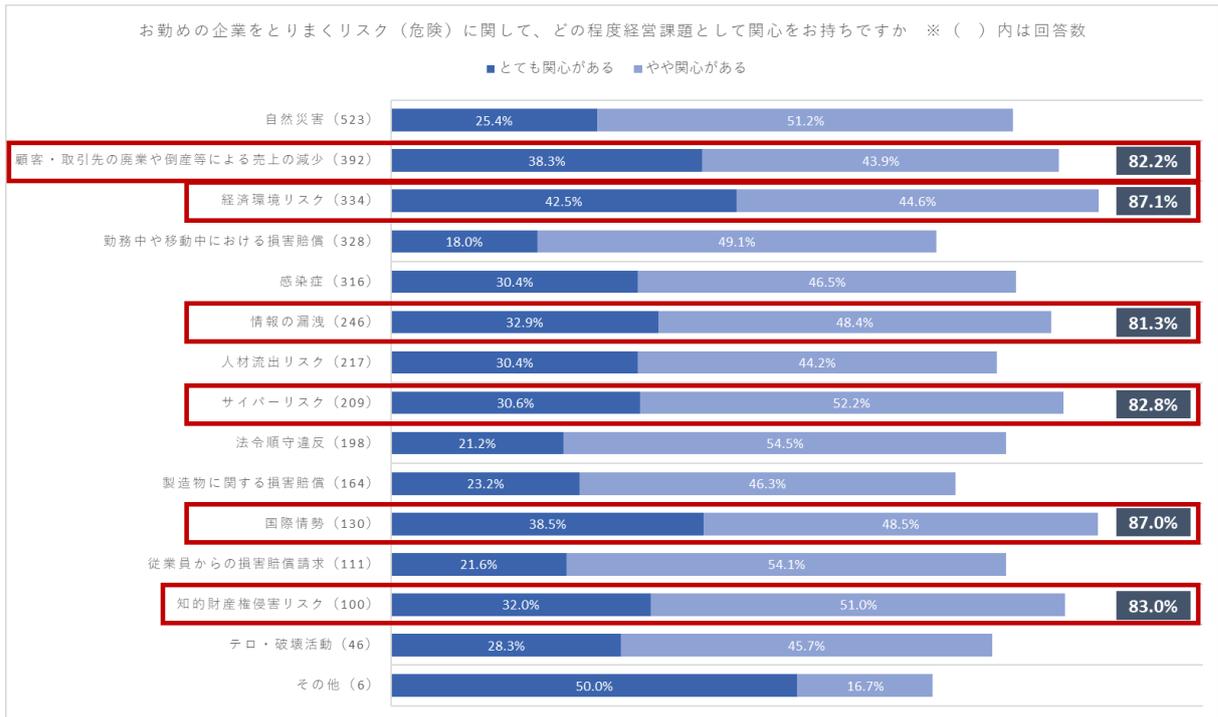
#### <中小企業>

#### ○リスクは認識するも対策は道半ば 日本損害保険協会「中小企業のリスク意識・対策実態調査 2023」

（参考情報：2023 年 12 月 18 日 一般社団法人日本損害保険協会「中小企業のリスク意識・対策実態調査 2023」 [https://www.sonpo.or.jp/sme\\_insurance/report2023/](https://www.sonpo.or.jp/sme_insurance/report2023/)）

一般社団法人日本損害保険協会は 2023 年 12 月、「中小企業におけるリスク意識・対策実態調査 2023 調査結果報告書」を公表した。本調査は、中小企業の自社を取り巻くリスクに対する対応力と損保業界の対応力の強化に向けた対応策を検討するにあたり、①中小企業における自社を取り巻くリスクの認識状況、②中小企業におけるリスクへの対策状況、③中小企業において損害保険が十分に浸透しない真因、④中小企業への有効な情報提供方法を把握することを目的に 2021 年度から実施。多様化・複雑化するリスクに対する中小企業の意識、実際の被害内容や被害額、損害保険への加入状況などを調査した。

調査の結果、対象企業の 86.4%が事業活動を行う中で何らかのリスクを認識しており、そのうち 84.6%が経営課題として関心があると回答。リスク別でみると、「経済環境リスク」への関心度が最も高く、「国際情勢」「知的財産権侵害リスク」「サイバーリスク」「顧客・取引先の廃業や倒産等による売上の減少」「情報の漏洩」と続く。



出典：一般社団法人日本損害保険協会「中小企業におけるリスク意識・対策実態調査 2023 調査結果報告書」をもとに弊社にて作成

一方で、各リスクの想定被害額は総じて低く、どのリスクにおいても「100万円未満」の回答比率が最も高かった。前述のリスクが顕在化した場合、その対処によっては億単位の損害が発生する可能性もあるため、中小企業においてリスクを定量的に評価していない実態が明らかになった。リスクを感じながら対策をしていない理由として「対策をする費用に余裕がない」

(33.0%)、「具体的な対策方法がわからない」(25.7%)、「リスクによって生じる影響・損失が分からない」(22.6%)といった課題も明らかになった。

リスクマネジメント手法の一つとなる損害保険の認知度は、火災保険(95.2%)、傷害保険(88.7%)、地震危険補償特約(84.8%)が高水準を維持。サイバー保険の認知度は、本調査開始時から10.3ポイント上がって46.9%となった。「今後加入したい損害保険は」の設問では、サイバー保険と情報漏えい賠償責任保険が上位に挙がる(いずれも27.6%)。ただし関心度や加入状況となると総じて数値は減少、保険に加入していない理由は、「リスクが発生する可能性は低いと考えているため」が最も高く、次いで「対策をする費用に余裕がないため」「リスクによって生じる影響・損失が分からないため」が続く。サプライチェーンリスクの影響の大きさと対策の重要性がうたわれて久しいが、認知度の観点では損害保険の浸透は進んでいるものの、保険加入によるリスク転嫁やその前後を固める対策・対応については道半ばのようだ。

保険種類	保険の認知度	関心度	加入状況
火災保険	95.2%	60.8%	69.4%
傷害保険	88.7%	44.9%	34.7%
地震危険補償特約	84.8%	52.2%	37.0%
サイバー保険	46.9%	29.1%	4.8%

出典：一般社団法人日本損害保険協会「中小企業におけるリスク意識・対策実態調査 2023 調査結果報告書」をもとに弊社にて作成

## &lt;リスクマネジメント&gt;

## ○最大の脅威は「誤報と偽情報」 世界経済フォーラムがグローバルリスク報告書を公表

(参考情報：2024年1月10日付 世界経済フォーラム HP：

<https://jp.weforum.org/publications/global-risks-report-2024/>)

世界経済フォーラム（WEF）は1月10日、2024年版の「グローバルリスク報告書」を公表した。報告書では、顕在化した場合に世界のGDPや人口、天然資源などに大きな影響を及ぼす「グローバルリスク」について、世界各国のリスク分析の専門家や企業経営者ら約1500人への聞き取りから分析。「今後2年間における世界の見通しは圧倒的に暗く、今後10年間でさらに悪化する」とし、今後2年間における短期的リスクでは「誤報と偽情報」が最も深刻な影響を及ぼすという結果となった。

## 2024年以降に懸念される10大リスク

	今後2年間	今後10年間
1	誤報と偽情報	異常気象
2	異常気象	地球システムの危機的变化
3	社会の二極化	生物多様性の喪失と生態系の崩壊
4	サイバー犯罪とサイバーセキュリティ対策の低下	天然資源不足
5	国家間武力紛争	誤報と偽情報
6	経済的機会の欠如	AI技術がもたらす悪影響
7	インフレーション	非自発的移住
8	非自発的移住	サイバー犯罪とサイバーセキュリティ対策の低下
9	景気後退（不況、停滞）	社会の二極化
10	汚染（大気、土壌、水）	汚染（大気、土壌、水）

(世界経済フォーラム「グローバルリスク報告書」から上位10項目を抜粋し弊社で作成)

「誤報と偽情報」は、2023年版の報告書では短期的リスクの16位で、この1年で世界的に危機感が大きく強まったといえる。報告書では、米国大統領選など今後2年間で予定されている大型選挙の正当性を損なうことで政情不安を招く可能性や、偏見や暴力的な抗議活動、テロなどがあり、社会や政治の分断を拡大させる恐れがあると指摘した。

また、報告書では、危機感が強まっている背景として、ディープフェイクなどAIで合成されたコンテンツが急増していることを挙げ、各国が検討している規制がAIの技術発展速度に追いつかないと考えられることから、合成コンテンツによる誤報や偽情報は「今後2年間、さまざまな方法で経済にダメージを与え、社会を破壊するだろう」と警告した。

誤報と偽情報は、今年1月1日に発生した能登半島地震でも問題となった。災害や避難に関する不確かな情報、救助や寄付を求める虚偽の情報がSNS上で拡散されるなどして、政府が注意を呼び掛ける事態となった。誤報や偽情報は出回ってしまえば打ち消すことは容易ではなく、人命に関わるような重大な影響が生じる可能性もある。情報の受け手には、身近に迫る誤報や偽情報を見抜き、拡散の連鎖を断ち切る高いリテラシーを身につけることが求められる。

## &lt;リスクマネジメント&gt;

## ○ユーラシアグループが「2024年10大リスク」を公表 地政学リスクが上位を占める

(参考情報：ユーラシアグループ HP：<https://www.eurasiagroup.net/services/japan>)

政治学者のイアン・ブレマー氏が社長を務める米コンサルティング会社・ユーラシアグループが、「2024年10大リスク」を公表した。米国で大統領選をめぐる対立が激化していることや、中東、ウクライナの情勢が緊迫していることから、地政学リスクが上位を占めた。同社は、9位に入った気候変動のようなリスクでは、カーボンニュートラルなど取るべき対策の方向性が明らかになっているのに対し、分断や対立といった地政学リスクは、どちらが正しいかを判断することが難しく、より大きいリスクだとしている。それ以外では、Chat-GTPをはじめ2023年の大きなトピックとなったAIなどが連なっている。

No.	リスク	概要
1	米国の敵は米国	大統領選挙の結果に関わらず米国内の分断は進み、機能不全に陥る。
2	瀬戸際に立つ中東	ガザ地区の紛争がエスカレートする可能性が高い。
3	ウクライナ分割	ロシアに占領されている地域を取り戻せないままとなる。
4	AIのガバナンス欠如	各国政府のコントロールが追い付かず、偽情報の生成、拡散が発生。
5	ならず者国家の枢軸	ロシア、北朝鮮、イランの3ヶ国の連帯による紛争の拡大。
6	回復しない中国	不動産セクターの不振や外需低迷、政策失敗等により経済回復しない。
7	重要鉱物の争奪戦	各国が保護主義的措置をし、サプライチェーンが混乱。
8	インフレによる経済的逆風	インフレに起因する高金利で世界中の成長が鈍化。
9	エルニーニョ再来	異常気象が食糧難、水不足、感染症流行、政情不安等をもたらす。
10	分断化が進む米国でビジネス展開する企業のリスク	州によって政治、政策が大きく異なり、事業展開のコストが高まる。

(ユーラシアグループ HP 掲載の日本語訳を基に弊社で作成)

トップリスクとなった米国の分断は、今年予定されている大統領選で振り返りを目指すドナルド・トランプ前大統領の存在が大きな要因とされた。3位のウクライナ情勢については、欧米の支援縮小や政治的内紛を理由にウクライナがロシアよりも苦境に立っており、ウクライナは2024年中に事実上分割されると予想した。地政学リスクは昨年の報告書でも、1位「ならず者国家ロシア」、2位「絶対的権力者・習近平」など上位にあったが、昨年の序文には「ドナルド・トランプ前大統領は最も弱体化」、「ロシアはウクライナで勝利できない」など、今年の分析と異なる記載が見られた。世界情勢の先を見通すことは非常に難しいことの表れだろう。

また、同社は10大リスクが日本に与える影響についてのレポートも公表しており\*、経済及び安全保障上の緊密な関係から1位と10位の米国関連のリスクが特に大きな影響を与え、6位の「回復しない中国」も日本経済の活力を左右するとしている。

日本向けのレポートに記載はないが、中東での紛争が激化すれば原油価格高騰の懸念があり、電池に欠かせないニッケルや電子機器に広く使われるレアアースなどの重要鉱物の争奪戦に敗れば、日本企業へのダメージは避けられない。10大リスクはすべてが、直接または間接的に日本企業へも波及するといえ、こうしたリスクは今後も複雑化・多様化していくと考えられる。外部

環境の変化をつぶさに捉え、自社にどのような影響が起こり得るか、想像を働かせる努力が欠かせない。

\* 同社 HP で「2024 年 10 大リスク 日本への影響」の日本語版を公表している。

[https://www.eurasiagroup.net/siteFiles/Media/files/Top%20Risks%202024%20Japan%20Addendum%20JPN\(1\).pdf](https://www.eurasiagroup.net/siteFiles/Media/files/Top%20Risks%202024%20Japan%20Addendum%20JPN(1).pdf)

以 上

MS & ADインターリスク総研株式会社では、事故や災害の予防・予知やリスクの原因を取り除き、リスクを軽減するソリューションを提供しています。企業・サプライチェーンを取り巻く複雑・多様化したリスク対策にご活用ください。

### 【洪水リスクファインダー】

全世界の将来気候も含めた洪水リスク評価が可能なSaaS型プラットフォーム。自社や取引先の拠点情報を登録するだけで、多様な気候シナリオに対する評価を主体にできるようになり、現在および将来における洪水リスクの全体像（洪水浸水深の変化や洪水による被害額など）を把握することができます。



### 【サイバーリスクファインダー】

企業のメールアドレスのドメインと会社名等の企業の基本情報でサイバーリスクを診断できるサービス。サイバー攻撃による被害想定額や、インターネット上に流出しているパスワード情報流出件数等のセキュリティ上の課題をまとめた診断レポートを毎月1回提供します。

コンピュータのソフトウェア等を診断し、対策が難しいとされる「ゼロデイアタック」に繋がるシステムの欠陥があれば、都度通知を行う機能もあり、緊急性の高いシステムの欠陥を適時把握することが可能となります。お客さまの相談窓口「セキュリティサポートデスク」を設置し、診断レポートをもとに、優先して対策を取るべき項目についてのオンライン相談を随時受け付けます。

初回診断は無料、詳しくは以下リンクをご覧ください。

<https://www.cyberscan.irric.co.jp/>

項目	平均的な被害想定額	10年に1度の頻度の被害に達した場合
ランサムウェア	19,017,945 円	115,931,907 円
送金詐欺	9,219,531 円	60,695,171 円
情報漏洩・侵害	6,640,158 円	51,642,026 円

リスクレベル	件数
CRITICAL	1
HIGH	4
MEDIUM	1011
LOW	107

リスクレベル	件数
CRITICAL	1871
HIGH	1901
MEDIUM	292
LOW	0

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランスグループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社リスク管理）、サイバーリスク等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

#### お問い合わせ先

**MS & ADインターリスク総研(株) リスクコンサルティング本部**

**リスクマネジメント第三部**

[interrisk\\_csr@ms-ad-hd.com](mailto:interrisk_csr@ms-ad-hd.com)（危機管理・コンプライアンスグループ）

[interrisk\\_erm@ms-ad-hd.com](mailto:interrisk_erm@ms-ad-hd.com)（統合リスクマネジメントグループ）

[CyberRisk\\_irric@ms-ad-hd.com](mailto:CyberRisk_irric@ms-ad-hd.com)（サイバーリスクグループ）

**リスクマネジメント第五部**

[kankyo@ms-ad-hd.com](mailto:kankyo@ms-ad-hd.com)（サステナビリティ第一グループ）

[sustainability2@ms-ad-hd.com](mailto:sustainability2@ms-ad-hd.com)（サステナビリティ第二グループ）

<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

#### <危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

#### <統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社リスク管理）
  - ・リスクマネジメント体制構築
  - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

#### <サイバーリスクグループ>

- ◆ 情報セキュリティ、サイバーリスク

#### <サステナビリティ第一グループ>

- ◆ 気候変動・TCFD支援
- ◆ 自然資本（原材料調達、グリーンレジリエンス、TNFD支援）

#### <サステナビリティ第二グループ>

- ◆ SDGs（持続可能な開発目標）推進支援
- ◆ 生物多様性（企業緑地）取り組み支援
- ◆ 「ビジネスと人権」取り組み支援
- ◆ サステナビリティ経営に関する体制構築・課題対応支援

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2024